

2020.06.01

ESG リスクトピックス <2020 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

EU 理事会、EU タクソノミー法案を可決

EU 理事会は 4 月 15 日、サステナブル金融における EU 共通の事業分類システム「EU タクソノミー」に関する法案を可決。EU タクソノミーでは環境面で持続可能かどうかを判断する基準が細かく定められ、事業者や投資家が共通の基準を有することが可能となる。これによって投資家による投資がより持続可能な技術や事業に集まることが期待され、EU の 2030 年パリ目標達成と 2050 年迄の”climate neutral”達成のための一つの柱になると考えられている。同法案は今後欧州議会での可決を経て成立する。

（参考情報：2020 年 4 月 15 日付 EU 理事会 HP：<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2020/04/15/sustainable-finance-council-adopts-a-unified-eu-classification-system/>）

■ 気候変動 ■

IRENA、エネルギーシステムの脱炭素化により莫大な経済便益があると分析

国際再生可能エネルギー機関（IRENA）は 4 月 20 日、世界の再生可能エネルギーの将来展望を分析した報告書“Global Renewables Outlook”を発表し、脱炭素化に向けたエネルギーシステムの移行が雇用創出や経済成長を促すことを指摘した。同報告書は、2050 年に CO2 排出ゼロを達成するシナリオでは、現行計画シナリオに比べて最大 45 兆米ドルの追加的費用が必要となる一方で、最大 169 兆米ドルの追加的な経済効果が得られると分析している。

（参考情報：2020 年 4 月 20 日付 IRENA HP：<https://www.irena.org/newsroom/pressreleases/2020/Apr/Renewable-energy-can-support-resilient-and-equitable-recovery>）

■ GHG 排出量開示 ■

プラネットトラッカー、食品廃棄・食品ロスによる GHG 排出量の開示等を食品小売企業に要求

英・有力シンクタンクのプラネットトラッカーは、4 月 23 日に公開した報告書の中で、食品廃棄・食品ロスによる温室効果ガス（GHG）のスコープ 3 による*排出量の算定と開示等を食品小売企業に対して要求した。同報告書は、食品廃棄・食品ロスによる GHG 排出量の報告の欠如についても、潜在的な収益の損失および GHG 排出量の大幅な過少報告につながると指摘。機関投資家にも企業に対する積極的な情報開示要求を喚起した。

* サプライチェーン全体での GHG 排出から、事業者自らの直接排出であるスコープ 1 と、他社から供給された電気などの使用に伴う間接排出であるスコープ 2 を除いたもの。

（参考情報：2020 年 4 月 23 日付 プラネットトラッカー HP：<https://planet-tracker.org/investors-at-risk-as-top-european-food-retailers-fail-to-disclose-food-waste-based-scope-3-emissions-says-planet-tracker/>）

Social—社会—

■ 科学技術倫理 ■

大阪大が、国内初の倫理的・法的・社会的課題の研究拠点を設立

大阪大学は4月1日、急速に進歩する科学技術に関して生じる個人の権利・プライバシー侵害など様々な課題の解決を図るため、人文・社会科学も交えて倫理的・法的・社会的課題(ELSI: Ethical, Legal and Social Issues)を総合的に研究する国内初の拠点と、社会技術共創研究センター(ELSIセンター)を設立した。

同センターは、下記4つの機能を備える。

- ・人文社会科学の知見を学術領域横断的に糾合することにより ELSI への対応やガバナンスの在り方を総合的に研究する機能
- ・ELSI に関する各学術領域の知見、知見を有する研究者等を紹介するハブ機能
- ・ELSI に関するワークショップ等を実践することで事業者、行政、市民等ステークホルダーをつなぐ機能
- ・ELSI の抽出及び対応に貢献し得る人材の育成に向けた教育等を実施する機能

(参考情報: 2020年4月1日付 大阪大学 HP: <https://elsi.osaka-u.ac.jp/>)

■ 個人情報 ■

政府、新型コロナ拡大防止目的で個人情報の本人同意なしでの目的外利用可能との見解示す

政府の個人情報保護委員会は4月2日、新型コロナウイルスの感染拡大防止の場合、国や自治体の要請や人の生命・身体・財産の保護に必要であれば、本人同意なしに目的外利用や第三者への提供が許されるとする個人情報保護法の例外適用が可能との見解を公表した。併せて、本人の同意なく情報提供可能である具体的例を Q&A 形式で公表した。

(参考情報: 2020年4月2日付 個人情報保護委員会 HP: https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)

■ エシカル消費 ■

アパレル大手など加盟の NGO、新型コロナ拡大を受けたサプライヤー労働者の権利保護の指針を発表

Ethical Trading Initiative (ETI*)は4月6日、新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な需要減の余波で、下請企業などのサプライヤー労働者の不利益にならないよう権利を保護するための指針を発表した。発注済み契約の早期支払や契約書上の「不可抗力条項」を理由とした不払いの自粛、現在と将来の発注取消などサプライヤーへの配慮を盛り込んだ。

* 世界中の労働者の権利尊重を促進する企業、労働組合、NGOなどで構成。すべての労働者が搾取や差別から解放され、自由、安全、平等を享受できる世界を目指す。バーバリー、GAP、H&M、TESCOなどの約80組織が加盟。

(参考情報: 2020年4月6日付 ETI HP: <https://www.ethicaltrade.org/blog/eti-publishes-guidance-to-apparel-and-textile-members-payment-orders-to-workers>)

■ レジリエンス ■

米 Four Twenty Seven、新型コロナ禍と気象災害の複合的被害について分析、事前準備の重要性を指摘

気候リスクデータ大手の米 Four Twenty Seven は 4 月 22 日、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大と気象災害の同時発生による影響に関する分析結果を公表した。すでに米国では同ウイルスの感染拡大地域において嵐等の風水害が発生しており、ソーシャルディスタンスの確保のために、住民の避難所への受け入れや被害箇所の復旧対応に支障が生じた。また、同ウイルス流行に伴う財政悪化や人的資源のひっ迫によって、自治体による災害対応が困難となる可能性についても言及し、気候変動に伴う異常気象リスクへの戦略的準備が重要であると指摘している。

(参考情報：2020 年 4 月 22 日付 Four Twenty Seven HP：<http://427mt.com/2020/04/22/the-compounding-challenges-of-climate-hazards-and-covid-19/>)

■ 人権 ■

新型コロナ流行下のサプライチェーン・非正規労働者などの人権配慮で取り組み事例を公表

ビジネスと人権ロイヤーズネットワークは 4 月 27 日、新型コロナウイルス流行を受け、日本のビジネスと人権の課題および留意点を整理した報告書を公表した。その中で、新型コロナウイルス流行下の企業活動に際し、「サプライチェーン」「移民労働者」「非正規雇用・ギグワーカー・インフォーマル労働者」「医療従事者」「子ども・高齢者・女性・障がい者・外国人等」「プライバシー」の 6 つの視点から、人権への配慮の重要性を指摘するとともに、海外での先行取組事例を紹介している。

(参考情報：2020 年 4 月 27 日付 ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク HP：<https://www.bhrlawyers.org/covid19>)

Governance—ガバナンス—

■ ガバナンス ■

新型コロナウイルス感染拡大を受け、関係省庁が株主総会の運営指針を公表

株主総会の集中時期を前に、関係省庁が新型コロナウイルスの流行拡大を受けた対応指針を相次いで公表した。経済産業省と法務省は、総会運営の Q&A をホームページに掲載。安全な株主総会運営に加え、所定の時期に開催できない場合の対応やオンラインでの開催方法などに触れた。一方、金融庁は、財務報告書の提出期限延長を受けた総会運営などをホームページに掲載した。また、経団連も総会への来場株主数を一定程度限定することを想定した招集通知の記載モデルを公表した。

(参考情報：2020年4月2日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200402001/20200402001.html>

2020年4月15日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

2020年4月28日付 経団連 HP：<http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0428.html>)

弊社「ESG リスクトピックス <2020年度 特別号>～新型コロナウイルス対応に関する法務 Q&A～」
https://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/csr_erm/esg2020_sp01.pdf)

■ 公正取引委員会 ■

公正取引委員会が、新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組への対応方針を公表

公正取引委員会は4月28日、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を背景に懸念される、下請法や独占禁止法上問題となりうる行為や、緊急事態における物資の流通を妨げる行為の増加に対する各種対応方針を公表した。

本方針では、経済環境の悪化を背景とした親事業者による発注済商品の受領拒否や買ったたき、マスク等の需給がひっ迫する物資と他の商品の抱き合わせ販売など、従前より下請法や独占禁止法上問題となりうる行為について厳正な対処方針を示している。一方、不足する物資の安定供給や適正な小売価格でのマスク等の流通を下支えしていくために、同業者間の供給量・価格の調整やメーカーが販売価格の上限を指示する行為などについて、緊急事態に限り一時的かつ合理的範囲で許容する見解を示した。

(参考情報：2020年4月28日付 公正取引委員会 HP：

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/200428.html>)

全般・その他

■ SDGs ■

GRI、SDGsの目標達成に資する企業のサステナビリティ報告実務を促進するための政府の役割に関する提言を公表

GRIは4月8日、SDGsの目標達成に資する企業のサステナビリティ報告実務を促進するための政府の役割に関する提言を公表した。

本提言では、SDGs達成のためには民間企業の協力は不可欠であると同時に、その取り組み内容の透明性や政策目標との整合性を確保することが重要であるとしたうえで、政府が担うべき5つの役割を示した。

- ① 政策目標を達成するための全てのプロセスで民間企業を関与させる
- ② 企業へ透明性の高い情報開示を促進するために法整備を行う
- ③ 既存の報告実務や枠組みとGRIなどの国際基準との整合性を確保する
- ④ 企業の取り組みを適切にモニタリングするツールを開発する
- ⑤ 政府と企業・投資家の三者間ダイアログの機会を創設する

(参考情報：2020年4月8日付 GRI HP：https://www.globalreporting.org/resource/library/GRI-VNR_Policy.pdf)

■ ESG ■

各国金融当局加盟の組織が、サステナブルファイナンス促進で統一開示基準などを提言

各国の金融監督当局などが加盟する証券監督者国際機構（IOSCO）は4月14日、サステナブルファイナンス促進における課題や当局の役割など考察したレポートを発表した。その中で、各国当局や市場参加者双方の取組やESG関連基準等を分析した上で、投資家保護や市場の透明性向上の観点から、サステナビリティ関連の開示内容の比較可能性の改善を強調。そのためIOSCOの役割として、各国の持続可能性に関連する開示基準の統一や持続可能な事業の共通定義の確立、環境保護を装った取組からの投資家保護などを提言した。

(参考情報：2020年4月14日付 IOSCO HP：<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD652.pdf>
<https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS564.pdf>)

■ ESG ■

ESG評価世界大手、新型コロナ禍の企業評価に労働安全衛生・サプライチェーンなどを重視

ESG評価世界大手の蘭サステナリティクスは4月14日、新型コロナウイルスの世界的流行に際して、企業のESG評価に影響を与える要素を発表した。労働安全衛生、サプライチェーンの管理、製品のガバナンス確保が社会の幸福と長期的な株主価値の保護に重要と主張。注意すべき個別リスクに、SNSでの偽情報を、期待される個別ビジネス分野に医薬品・医療機器事業をそれぞれ挙げた。また、再生エネルギー分野への投資家の興味・関心も底堅いとした。

(参考情報：2020年4月14日付 サステナリティクス HP：
<https://www.sustainalytics.com/esg-investing-news/sustainalytics-blog-series-focuses-on-the-esg-implications-of-covid-19/>)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

○アフター・コロナの経済復興に気候変動や生物多様性等を重視する共同声明文「グリーンリカバリー」、EU 環境大臣ら 180 名超が署名

(参考情報：2020 年 4 月 14 日付：共同声明文：

<https://drive.google.com/file/d/1j54QxE-QjhrEHjGb5LrKsHuDAKvv8LUq/view>

EURACTIVE：

<https://www.euractiv.com/section/energy-environment/news/green-recovery-alliance-launched-in-european-parliament/>

2020 年 5 月 7 日付：C40 CITES, : https://www.c40.org/press_releases/taskforce-principles)

4 月 14 日、欧州議会のパスカル・カンフィン環境・公衆衛生委員長主導のもと、新型コロナウイルスからの復興と持続可能な社会を紐づけた声明文「グリーンリカバリー (Green Recovery)」が発表された。同声明には EU 加盟国 13 カ国の閣僚や欧州議会の議員 79 名、グローバル企業の CEO、業界団体代表、NGO 代表、シンクタンク代表ら計 180 名以上が署名を連ねている。

同声明文では、コロナウイルス危機からの回復を契機に、より持続可能で公平な社会を構築することを求めている。この社会を構築する重要な基軸として、「気候変動への対応」「生物多様性の保全」「農業・食料システムの改革」を挙げている。この 3 軸にかかわる技術は、再生可能エネルギーや EV 等、過去 10 年間にも技術革新が起り、新しい社会の構築に貢献する可能性があるとしている。加えて、欧州グリーン・ディール*、各国のカーボンニュートラル政策等は新しい成功モデルになり得るため、将来に向けて、EU レベル、国・地方レベルで気候変動対策を経済戦略の中心に据える復興計画を策定すべきと述べている。そして、気候変動の低減、健全な生物多様性を加速させるためのグリーンリカバリー投資パッケージの設立を目指すとしている。

同様の動きとして、気候変動課題に取り組む世界のメガシティ・ネットワーク「C40」は、コロナウイルスの危機からの回復をより良く、持続可能な形で行い、公平な社会を構築するための原則を発表し、都市経済の新しい標準 (new normal) を策定するための共通フレームワークを確立している。他にも、イギリスでは 5 月初旬に独立行政機関である「気候変動委員会」がコロナウイルス後の回復を行う上で、必要なパッケージとしてグリーンリカバリーの内容と非常に近い 6 つの基本原則を勧告している。米国においても大小 300 以上の企業が、米国議会の議員に対して長期的な気候変動の問題に取り組みながら経済復興する計画を可決するように求める動きが出つつある。今後もこのような動きは全世界的に加速的に進むことが想定される。

* 昨年 12 月に欧州委員会より発表された「クリーンエネルギー」、「持続可能な産業」、「エネルギー・資源効率的な建築及び改修」、「持続可能でスマートなモビリティ」、「生物多様性及びエコシステムの保全」、「農場から食卓まで」、「汚染ゼロ」の 7 分野に分類された政策分野の取り組み。単なる環境政策ではなく、新たな成長戦略として位置づけられている。

Q&A

**Question**

今般の新型コロナウイルスの感染拡大で、従業員など関係者の感染が発生した場合の公表の要否について明確に整理できていません。今後の感染の再来に備えて必要な対応などを教えて下さい。

Answer

国内で感染者増が明らかになった2020年2月以降、多くの企業が自社従業員などの感染判明時に情報開示しています。しかし、感染やその疑いが生じた場合に、何を、どのタイミングで、どのように開示すべきかなど、各社の判断に任される部分も多く、対応に戸惑いも見られます。国内の流行はいったん沈静化の傾向にあるものの、今後予想される第2波・第3波の到来を見越した準備が望ましいでしょう。

1. 従業員の感染情報の開示が求められる理由

原則として、自社従業員が感染した旨を公表する法的義務は企業にありません。しかし、例えば上場企業の場合、国内の証券取引所は新型コロナウイルス感染症が事業活動や経営成績に及ぼす影響に関して適時開示を要請*しています。これは、感染者発生の開示に限定した要請ではありませんが、これまでに感染者情報を開示した企業がこの要請への対応を理由のひとつと捉えています。上記以外にも、感染者発生の社内外の開示の必要性に次の点が挙げられます。

<関係者の感染拡大防止>

顧客や取引先などが感染した従業員と濃厚接触していた場合には、さらなる感染拡大を防ぐために、感染の事実を伝え注意喚起する必要性が生じます。それを怠ると、契約上の信義則違反または不法行為に基づく損害賠償の可能性がないとはいえません。

<説明責任>

濃厚接触者がいない場合でも、開示しなかったことが、のちに「隠蔽」との批判につながったケースも起っています。特に、不特定多数が来訪・利用する飲食や小売、不動産などの業種では、利用者などが感じる不安も小さくありません。それらの不安を解消・軽減する点でも、積極的な開示が必要になります。

<従業員の感染防止>

今回の新型コロナウイルスを始め感染症の流行に際して、企業は、従業員への安全配慮義務として、感染予防に必要な措置を講じる必要があります。感染者が発生した場合の社内開示も、その措置の一環といえます。他の従業員の二次感染防止のため、感染者本人のプライバシーに配慮した上で、開示や注意喚起が求められます。

2. 感染者発生時の情報開示のポイント

(1) 開示の目的

感染情報の開示を検討するに当たっては、その目的を明確にするのが重要です。企業が情報開示する目的には主に以下の3点が考えられます。

- 感染拡大の防止
- 不安や疑念の払拭
- 事業への影響や対応の周知

(2) 主な開示項目

上記の目的を踏まえた場合に、社外開示の具体的項目に下記が挙げられます。ただし、すべての項目が必須ではありません。例えば、クラスターの発生やその疑いが強い場合などは感染拡大防止のためにより詳細な内容開示も検討が必要になります。一方、社内外での感染拡大の可能性が極めて低いことが明らかな場合には、内容を限定できます。

- 発生事実（感染者数、勤務場所、勤務形態など）
- 感染の経過（症状出現日、確認確定日、症状、現状）
- 濃厚接触者（人数、自宅待機指示などの対応）
- 当座の対応（事業所の消毒や閉鎖）
- 実施済の感染防止策や今後の対応
- 事業活動への影響（休業、一部停止） など

社内外いずれのの開示でも、感染者個人が特定可能な情報や私的な行動履歴などプライバシーにまつわる情報は開示できません。ただ、政府は、今般の新型コロナウイルスの流行を受けて、感染拡大防止の目的であれば、個人情報保護法が求める本人同意がなくても個人情報の第三者への提供が可能とする見解を示しました^{**}。例えば、感染した自社従業員が重症化し会話ができない場合でも、濃厚接触者に該当する取引先の担当者に、従業員の氏名を伝えて注意喚起が可能などと例示しました。

(3) 開示のタイミング

情報開示は迅速さも重要です。今般の新型コロナウイルスの流行では、感染者の情報を自治体が公表するのが通例で、その際に所属企業名が公表されるケースも時折ありました。そのため、自治体の公表に合わせるのがよいでしょう。実務的には、自社従業員の感染疑いを認識した場合、所管の保健所に連絡し、公表の内容やタイミングなどについて確認、それに合わせて準備するのが順当です。

3. 適時適切な情報開示のための準備

従業員の感染が判明した場合に迅速かつ適切な情報開示ができるよう、主に以下のような準備をお勧めします。

(1) 情報集約体制の構築

従業員に感染の疑いが生じた時点で、広報対応に関係する部門に情報が集約される体制を構築します。感染情報の公表に関する考え方を明確化するとともに、報告の基準（対象となる症状や経路）や内容などを設定します。特にグループ会社が多岐にわたる場合は、第一線レベルからも必要な情報が漏れなく・適時に集約されるよう経路やルールの確認も必要です。

開示に係る部門の役割や TO-DO をあらかじめ整理しておくのが理想です。

(2) 開示の手順・ツールなどの整備

社内外の開示に備えて“ひな形”を準備いただくのが有効です。上記「2. (1)主な開示項目」について、他社事例の表現を参考にするなどして作成します。方法は自社ホームページへの掲載が一般的です。内容によっては報道機関からの取材も考えられます。それに備えた想定問答も準備すべき広報ツールです。さらに、店頭掲示や取引先などへの説明文書など、自社の業務特性などに応じて必要性が高い用途の開示文も想定しておくとなおよいでしょう。

(3) 社内周知

上記で準備した内容について、社内周知を図ります。開示の作業に関わる役職員には、手順や内容の習熟を図ります。一方で、一般の従業員には、当該開示の重要性を理解し、感染の疑いがあった場合には着実に報告を実践できるよう、基準や報告方法について浸透を図ります。同時に、SNS などに独断で投稿しないよう徹底します。

おわりに

自社の感染者発生を公表することに、企業イメージの悪化を懸念するのは自然です。しかし、今回の新型コロナウイルスを受けた事例を踏まえると、公表によるイメージ悪化よりも、非公表の後に「隠蔽」と批判され不信感を招く方が損失は格段に大きいといえます。社会的に求められる情報は粛々と公表することで、真摯かつ透明性の高い企業との評価につながるとポジティブに捉えることをお勧めします。その上で、必要な感染予防策を企業としてしっかり実践していくことが、ステークホルダーの信頼確保の定石といえるでしょう。

参考資料

- * 東京証券取引所 HP「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い (<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>)」(2020年2月10日)
- ** 個人情報保護委員会 HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて (https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)」(2020年5月15日)

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
主任コンサルタント 徳永 満博

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020